

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 8 3 0 0 0 1 7 1 南相馬市防犯カメラシステム用HDD購入(旧警戒区域外)
	履行場所	南相馬市役所生活環境課
	種類	物品購入
	概要	防犯カメラシステムにより撮影した映像の記録を6か月間保存し、事件・事故の解決に資するとともに、地域による安全安心のさらなる向上を図る。
相手方	名称	株式会社メディアシステム
	代表者	代表取締役 渡邊弘志
	所在地	福島市御山字稲荷田 83 番地 2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、防犯カメラシステム設備の設置業者であり、HDDを防犯カメラに設定する際にはHDDにおいてエラーが発生した際の異常時のメールを送信するための情報登録を防犯カメラと連動するように設定する必要があることや画像記録のエラー防止には防犯カメラシステムとHDDを一体的に管理する必要があることから、当該購入を総合的に正確かつ確実に履行できるのは当該業者のみであるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 市民生活部生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 4283000181 平成29年度当初予算書及び主要事業説明書印刷製本業務
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内 南相馬市役所財政課
	種類	印刷製本
	概要	【印刷・製本部数、ページ】 ・予算書（一般会計） 170部（367ページ） ・予算書（特別会計及び企業会計） 140部（476ページ） 一部（368ページ）印刷済みのため、残り108ページを印刷し印刷済みのものと合わせて製本を行う。） ・主要事業説明書 170部（342ページ(位置図(A3印刷含む。))
相 手 方	名称	合資会社 高田印刷所
	代表者	代表社員 高田 伸二
	所在地	福島県南相馬市原町区南町三丁目133番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務については、例年、直営で実施していたが、今般、印刷業務担当職員が病欠（インフルエンザ）により、一定期間（1週間程度）印刷が出来なくなったため、予め定められた議会への提出期限に間に合わせるため、製本と併せて委託を行うものである。</p> <p>本印刷・製本業務は、予め定められた議会への提出期限（2月20日（月））までに完了させなければならない、作成、提出が遅れた場合、議会審議及び市政運営に著しく支障を来すことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の規定に基づき随意契約としたい。</p> <p>なお、上記事業者（合資会社 高田印刷所）は、例年、予算書等の製本業務を受注しており、予算書等の体裁を熟知していること、また、今年度においても予め製本作業のスケジュール調整等受注の準備を整えていたため、発注後速やかに作業が出来、期限内の納品が可能な事業者は上記事業者のみであることから本事業者との随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 財政課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。